

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和6年 5月 21日	
福井県知事 殿	
提出者	
住所 坂井市三国町米納津49-111-7	
氏名 日本純良薬品株式会社 代表取締役社長 八上 剛	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 (0776)82-6117	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日本純良薬品株式会社 福井事業所
事業場の所在地	坂井市三国町米納津49-111-7
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	E16 (化学工業)
②事業の規模	1,773,000千円
③従業員数	51名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	基本：製造工程で発生する廃液等において、自社処理が困難な廃液等は、産業廃棄物処理業者に依頼します。 ○汚泥：自社で脱水後、処理業者にて再利用又は埋め立て。 ○一般廃油：処理業者にて焼却後再資源化、又は蒸留再利用。 ○一般廃アルカリ：処理業者にて焼却後燃え殻は再資源化又は埋め立て。 ○廃プラスチック類：処理業者にて焼却後再資源化。 ○木くず：処理業者にて破碎、選別後チップ化。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

事業所長→副事業所長（処理方法の策定・委託業者選定、委託契約締結）→製造課・業務管理課（処理計画作成、廃棄物の選定、電子マニフェスト交付と登録、又は一部紙マニフェストの交付、最終処分日の確認、弊社保管状況等の把握と管理）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
	排出量	1,674 t	t
	（これまでに実施した取組） 一部（一般廃油、一般廃アルカリ）の産廃コスト削減実施中。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	1,800 t	t
	（今後実施する予定の取組） 一部溶剤の含んだ廃液を蒸留業者に有価物として依頼。蒸留した物を再利用し、産業廃棄物を削減する取り組みを実施していましたが、その処理業者は撤退した。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 一部の産廃置場を変更したが、表示をして、適切な分別を継続します。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）－

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 令和5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 令和5年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 令和5年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 令和5年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	全処理委託量	1,673.83 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	860.4 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	341.8 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	471.63 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 出来る限り優良認定処理業者及び再生利用業者を選定するとともに、マニ フェスト管理、収集運搬業許可書、処分業許可書、契約期限等を確認し処 理を委託。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	—
	全処理委託量	1,800 t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	850 t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	350 t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	600 t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) 出来るだけ再生利用業者や優良認定処理業者を選定し、当該委託業者について定期的に現地確認するよう努める。又、一部の製品に対しては仕込み溶液量削減し、産廃量削減に取り組む。		
※事務処理欄			

別紙①

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	前年度（令和5年度実績（t）						
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	木くず	金属くず
	排出量	23.6	343.8	16	1,271	5.9	0
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙屑	陶磁器クズ	がれき類	水銀使用製品	
	排出量	13.5	0	0	0	0.03	0
	（これまでに実施した取組） 出来るだけ再利用業者や優良業者に依頼。						

1,660.30

13.53 1,673.83

②計画	[目標]						
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	木くず	金属くず
	排出量	40	10	20	1,700	10	0.0
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙屑	陶磁器クズ	がれき類	水銀使用製品	
	排出量	15	5	0	0	0.03	
	（今後実施する予定の取組） 引き続き上記に取り組む。						

1,780

20 1,800

別紙② 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

〔前年度（令和4年度）実績〕(t)							
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	木くず	金属くず
	全処理委託量	23.6	343.8	16	1,271	5.9	0
	優良認定業者への 処 理 委 託 量	22.4	1.1	0	831	5.9	0
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0.0	341.8	0	0	0.0	0
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	1.2	0.9	16	440	0.0	0
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う 業者への処 理 委 託 量	0.0	0.0	0	0	0.0	0
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙屑	陶磁器くず	がれき類	水銀使用製品	
	全処理委託量	13.5	0	0	0	0.030	
	優良認定業者への 処 理 委 託 量	0.0	0	0	0	0	
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0.0	0	0	0	0	
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	13.5	0	0	0	0.030	
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う 業者への処 理 委 託 量	0.0	0	0	0	0	

(これまでに実施した取組)
 出来る限り再生利用業者を選定するとともに、マニフェスト管理、収集運搬許可証、
 処分業許可証、契約期限等確認し、処理を委託。
 又、専用タンクを設置して、ローリー車にて引き取り依頼。

②計画	【目標】 (t)						
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	木くず	金属くず
	全処理委託量	40	10	20	1,700	10	0.0
	優良認定業者への 処 理 委 託 量	38	0	0	1000	10	0
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0	0	0	0	0	0
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	2	10	20	700	0	0
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う 業者への処 理 委 託 量	0	0	0	0	0	0
	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	紙屑	陶磁器くず	がれき類	水銀使用製品	
	全処理委託量	15	5	0	0	0.03	0
	優良認定業者への 処 理 委 託 量	0	5	0	0	0	0
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0	0	0	0	0	0
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	15	0	0	0	0.03	0
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う 業者への処 理 委 託 量	0	0	0	0	0	0

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。